

令和5年10月6日
総務部経理課

議決を得た契約の契約変更について

1 契約件名 異橋架替工事（その1）請負契約

2 変更理由

本案は、令和3年第2回区議会定例会において原契約の議決を、令和4年第2回区議会定例会及び令和4年第3回区議会定例会において契約変更の議決を得た異橋架替工事（その1）請負契約において、地中障害物に伴う施工方法の変更及び賃金等の急激な変動に対処するためのインフレスライド条項（工事請負契約書第26条第6項）の運用に伴う契約金額の増額を行うものである。

3 変更内容

（1）契約金額

変更前の金額	893,743,400円
変更後の金額	945,877,900円
差額	52,134,500円

【差額の内訳】

- ① 橋台の基礎工及び耐震護岸工の施工において、地中障害物の干渉が確認されたことから、先行して地中障害物の削孔を行い、杭を圧入する施工方法に変更することに伴う増額
41,057,500円
- ② インフレスライド条項運用に係る増額
11,077,000円

（2）工期

変更なし

（令和3年7月9日から令和6年3月28日まで）

4 契約の相手方

東京都江東区佐賀一丁目11番11号
新日本・黒部建設共同企業体
代表者 新日本工業株式会社
構成員 黒部工業株式会社

先行削孔杭



先行削孔イメージ

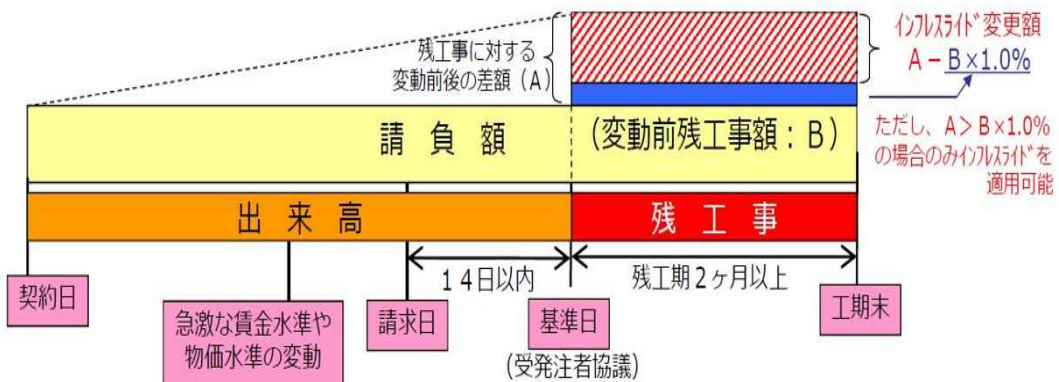


○インフレスライド

工期内の予期できない特別の事情による、急激なインフレ等に対応

(工事請負契約書第 26 条第 6 項)

予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は請負者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。



※上図は、国土交通省ホームページ資料をもとに江東区適用内容に合わせて作成